



第1章

計画の基本的事項

計画に取り組むにあたって

総社市は、本市の守るべき環境を次世代へつなぎ、本市を変えていくため、次に掲げる基本理念の下に取り組んでいく「第2次総社市環境基本計画」を策定します。

そして、本計画は、2015年の国連総会において全会一致で採決された『持続可能な開発目標（SDGs [エスディージーズ]）』の17目標のうち10目標と関連があります。



SDGsの各目標には169のターゲットが示されています。これらは、持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来へとつなげていくためのものです。

わが国においても、SDGs推進本部が設置され、この目的の推進に努めていきます。

そして、そのためには、政府だけでなく、地方自治体、市民、事業所などの地域で活躍するステークホルダーによる取組の連携が不可欠となってきます。

本市は、こうした背景のもと、本計画をわが国、そして世界の取組と連携していく手段として取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



総社市環境基本計画と関連のある11項目



第1節 環境基本計画とは

環境基本計画とは、「環境基本法」第15条の規定に基づいて国が定める「環境の保全に関する基本的な計画」です。

平成6年12月に第一次計画が策定された後、社会情勢の変化に対応するために5年程度をめぐりに見直しが行われています。平成12年12月に第二次計画、平成18年4月に第三次計画、平成24年4月に第四次計画が閣議決定され、現在は平成30年4月に閣議決定された第五次計画が最新の計画です。

第五次計画では、自然と共生する知恵や自然観も踏まえ、情報通信技術（ICT）等の科学技術も最大限に活用しながら、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」の実現、健全な生態系の維持・回復、自然と人間の「共生」や地域間の「共生」を図るために、各地域がその特性を生かした強みを発揮し、地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成するとともに、地域の特性に応じて補完し、支え合う『地域循環共生圏』を創造し、これらの取組を含め「低炭素」をも実現する循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）が、目指すべき持続可能な社会の姿としています。

そして、目指すべき社会を達成するための今後の展開の方向として、以下の分野横断的な6つの重点戦略が示されています。

- ◆持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ◆国土のストックとしての価値の向上
- ◆地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- ◆健康で心豊かな暮らしの実現
- ◆持続可能性を支える技術の開発・普及
- ◆国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

ここで、同じく環境基本法第7条では、地方公共団体の責務として、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策の策定及び実施をあげています。

「第2次総社市環境基本計画」は、「総社市環境基本条例」第9条の規定に基づいて策定する地域版の環境基本計画であり、計画の役割は次のとおりです。

- ◆市の環境行政の基本的な指針となる。
- ◆市民・地域・事業者・行政が協働して環境保全に取り組むための体制を構築し、計画の推進過程でそれを機能させることにより、市民参加に資する。
- ◆計画内容を進めていくことで、市民の環境意識を高める。

環境基本法 第7条

第7条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第2節 環境基本計画策定の背景と目的

総社市では、平成21年3月に「総社市環境基本計画」を策定し、「豊かな自然とたしかな歴史 いつまでも伝え育むまち」を目指すべき環境像として環境の保全に関する施策を総合的・計画的に推進してきました。

その後、平成23年3月に発生した東日本大震災によって国の地球温暖化対策やエネルギー政策が大きく見直されることとなり、総社市においても地球規模を見据えた気候変動問題への対応が求められるようになっていきます。また、総社市の豊かな自然と大地の恵みは、後世に伝えていかなければならない大切な資源であるとともに、近年では生物多様性の保全も求められており、自然環境の保全のためにさらなる取組を推進していく必要があります。

「総社市環境基本計画」策定後の環境や社会情勢の変化に伴う新たな課題や市民の要望に適切に対応するため、新たに「第2次総社市環境基本計画」を策定するものです。

第3節 環境基本計画の位置づけ

第2次総社市環境基本計画は、市の上位計画である「第2次総社市総合計画」(以下「総合計画」という。)を、環境面から総合的に推進するための計画です。庁内各部局が環境を重視した共通の認識を持ち、この計画を指針として、あらゆる施策・事業・取組に対して、環境配慮を織り込んでいくことにより、徐々に環境に配慮したまちづくりにつなげていくことを目指します。

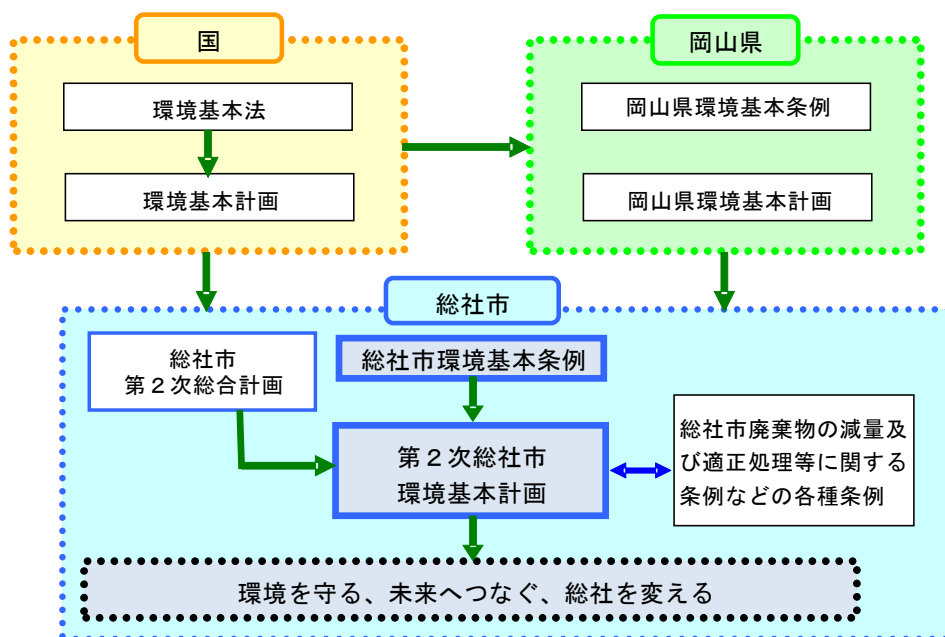


図1-3-1 総社市環境基本計画の位置づけ

第4節 環境基本計画の期間

第2次総社市環境基本計画は、市の上位計画である総合計画を、環境面から推進するための計画に位置づけられます。このため、第2次総社市環境基本計画の計画期間は、総合計画の目標年次に準じて最終年度を平成37年度とし、8年間の計画とします。

また、今後の社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

計画の期間
平成30年度 → 平成37年度
(2018年度) (2025年度)

第5節 環境基本計画で対象とする範囲

第2次総社市環境基本計画では、表1-5-1の環境要素を対象とします。

環 境 要 素	
自然環境	動植物、地形・地質、生態系、生物多様性、自然とのふれあい
生活環境	大気質、水質、騒音・振動、悪臭、土壌汚染、有害化学物質、廃棄物
社会環境	公園・緑地、景観・まちの美観、歴史的・文化的遺産
地球環境	地球温暖化（緩和策・適応策）、エネルギー、オゾン層破壊、酸性雨
環境教育と環境保全活動	学校、社会、事業所における環境教育、環境保全活動、環境情報の整備及び提供

表1-5-1 計画で対象とする環境要素